

北九州市立総合療育センター西部分所 歯科衛生士（日々雇用パート）募集案内

■申し込み

1 申し込み方法 履歴書（写真付）、歯科衛生士免許証の写しを持参又は郵送してください。

2 申し込み先 〒806-0066 福岡県北九州市八幡西区若葉 1-8-1

北九州市立総合療育センター西部分所庶務係(担当：白石) 電話：093-632-3600

■応募資格 歯科衛生士免許

■選考方法

書類選考及び面接（書類選考後、面接日時を連絡いたします）

■仕事内容

当所歯科外来における歯科衛生士の業務

※主に小児の定期健診を行っています

■勤務条件

雇用形態	日々雇用臨時職員（社会福祉法人北九州市福祉事業団の臨時職員）		
登録期間	登録開始から令和9年3月31日まで ※登録期間は、1年となります。 更新の有無は満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、経営状況、従事者勤務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。 ※試用期間（引継ぎ期間）2か月（労働条件：同条件）		
雇用場所	北九州市立総合療育センター西部分所（変更の範囲：無） （北九州市八幡西区若葉 1-8-1）		
仕事の内容	歯科外来における歯科衛生士の業務（変更の範囲：無）		
勤務時間	◎ 週3日（月・水・金）以内の勤務です。 （月曜日） 9時05分から15時45分まで（休憩40分）6時間 （水曜日） 9時05分から12時35分（休憩なし）3時間30分 （第1・3・5金曜日） 9時05分から12時35分（休憩なし）3時間30分 （第2・4金曜日） 8時45分から12時15分（休憩なし）3時間30分		
時間外労働	必要に応じてあり ※ 時間外勤務手当については、労働基準法の定めるところによる。		
賃金	時給：1,330円 6時間勤務の場合 7,980円 3. 5時間勤務の場合 4,655円		
諸手当	交通費補助制度あり ※交通用具利用の場合 1日450円（月の限度額あり） ・ 5km未満：月額2,500円上限 ・ 5km以上10km未満：月額5,000円上限 ・ 10km以上：月額7,500円上限 ◎ 駐車場完備 ※公共交通機関利用の場合 日額900円（上限）×実勤務日数＝交通費補助額（月額）		

賃金支給日	月末締め、翌月 20 日支給（銀行振込）
年休	労働基準法のとおり
一時金・見舞金	無
昇給・退職金	無
登録解除 となる理由	解除の事由及び手続 ① 事業の縮小又は廃止等の都合によるとき ② 心身虚弱その他の事由により業務にたえないとき ③ 勤務成績又は能率が著しく不良なとき ④ その他理事長が必要と認めたとき
福利厚生	労災保険あり、健康保険・厚生年金保険・雇用保険なし
その他	1 か月 14 日以内の雇用 ※ 週の所定労働時間は 20 時間とする。
相談窓口	何かご不明な点がございましたら、総合療育センター西部分所庶務係 TEL（093-632-3600）までお問い合わせください。